

**静岡県告示第173号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月12日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	伊豆市湯ヶ島字桐山892番の2地内	令和6年3月12日

=====

**静岡県告示第174号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
白糸富士宮線	富士宮市下条字大門下757番の3から 富士宮市下条字大門下771番の3まで	令和6年3月15日